

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....（農業施設管理課）	16
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....（治山課）	16
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....（治山課）	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定（2件）.....（治山課）	17
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	17
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	18
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除.....（砂防災害課）	18
○土砂災害警戒区域の指定.....（砂防災害課）	19
道監査委員訓令	
○北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....	19
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....	19
○特定調達契約に係る入札の公告.....	20

告 示	
北海道告示第395号	
土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、帯広市土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。	
平成25年6月11日	
北海道知事 高 橋 はるみ	
就退任の別	就退任年月日
就 任	平成25. 5.25
同	同
同	同
同	同
同	同
同	同
理事・監事の別	氏 名 住 所
理 事	中 村 健 一 帯広市岩内町東2線25番地
同	小 森 隆 寛 同 桜木町東5線104番地
同	宮 本 祐 一 同 富士町西3線71番地
同	荒 井 克 彦 同 基松町西1線50番地
同	中 村 博 志 同 以平町西8線29番地
同	渡 辺 和 雄 同 別府町南15線西34番地4

同	同	同	末 下 芳 孝 同	広野町西3線130番地7
同	同	同	栞 原 光 男 同	幸福町東2線165番地
同	同	監	事 池 下 清 一 同	美栄町西7線109番地3
同	同	同	稻 屋 悦 生 同	中島町東4線97番地
同	同	同	西 保 明 裕 同	豊西町西5線23番地
退 任	平成25. 5.24	理	事 山 田 富士雄 同	泉町412番地
同	同	同	中 村 健 一 同	岩内町東2線25番地
同	同	同	小 森 隆 寛 同	桜木町東5線104番地
同	同	同	栞 原 光 男 同	幸福町東2線165番地
同	同	同	宮 本 祐 一 同	富士町西3線71番地
同	同	同	末 下 芳 孝 同	広野町西3線130番地7
同	同	同	渡 辺 和 雄 同	別府町南15線西34番地4
同	同	同	増 地 進 同	基松町919番地3
同	同	監	事 田 中 竜太郎 同	桜木町東6線107番地
同	同	同	池 下 清 一 同	美栄町西7線109番地3
同	同	同	清 野 義 明 同	豊西町482番地

北海道告示第396号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年6月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 保安林予定森林の所在場所 浦河郡浦河町字東幌別130の5地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、足寄郡足寄町稲牛356の2・369の10・370の1・370の2（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

（ア）主伐は、択伐による。

（イ）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所 沙流郡平取町字旭29の1・30の1・30の2（以上3筆

について次の図に示す部分に限る。)

(2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第397号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年6月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 北見市北上433の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び北見市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第398号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年6月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 樺戸郡月形町999の57・1006の13（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び月形町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第399号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年6月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除予定保安林の所在場所 雨竜郡沼田町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び沼田町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第400号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年6月11日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市・亀田郡七飯町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市・七飯町（以上1市1町について次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

函館市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 函館市（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 函館市（次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 亀田郡七飯町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課並びに函館市役所及び七飯町役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第401号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成25年6月11日	北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 虻田郡二セコ町（次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 赤平市・虻田郡喜茂別町・紋別郡西興部村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。） (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。 赤平市・喜茂別町・西興部村（以上1市1町1村について次の図に示す部分に限る。） (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに赤平市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第402号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第6項及び第8条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。 平成25年6月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号 松前神明1（I－2－288－1326）
---	--

2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 松前郡松前町字神明（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 次の図のとおり （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第403号 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。 平成25年6月11日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 土砂災害警戒区域の箇所番号 松前神明1（I－2－228－1326） 2 土砂災害警戒区域の表示 松前郡松前町字神明（次の図のとおり） 3 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類 急傾斜地の崩壊 （「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）	第10条第2項中「名あて人」を「名宛人」に改める。 第11条の次に次の1条を加える。 （文書の作成） 第11条の2 事務局の職員は、監査委員における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに監査委員の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、重要な意思の決定に関する事項その他の事項について、主務課長の指示に従い、適切に文書を作成しなければならない。 別記第1号様式中「 あて先 」を「 宛先 」に、末尾欄外注2の「あて先」を「宛先」に改める。 別記第2号様式中「 あて名 」を「 宛名 」に改める。 附 則 1 この訓令は、平成25年6月11日から施行する。 2 この訓令の施行日前にこの訓令による改正前の北海道監査委員事務局文書管理規程の規定により収受され、又は収受によらず作成された文書の取扱いについては、この訓令による改正後の北海道監査委員事務局文書管理規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。
道 監 査 委 員 訓 令 北海道監査委員訓令第2号 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成25年6月11日 北海道監査委員 加 藤 礼 一 北海道監査委員 池 田 隆 一 北海道監査委員 太 田 博 北海道監査委員 飴 谷 長 藏 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道監査委員事務局文書管理規程（昭和43年北海道監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。	道 警 察 本 部 告 示 北海道警察本部告示第220号 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。 平成25年6月11日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 資格及び調達をする特定役務の種類 平成25年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。 (1) 契 約 平成25年6月11日に一般競争入札の公告を行うユーロコプター式E C 135 P 1型機体（ぎんれい2号）4000時間定時点検契約 (2) 資 格 ユーロコプター式E C 135 P 1型機体（ぎんれい2号）4000

時間定時点検契約に関する資格（以下「資格」という。）

(3) 特 定 役 務 の 種 類 ユーロコプター式 E C 135 P 1 型機体（ぎんれい 2 号）4000 時間定時点検

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の 1 の(1)、(3)及び(5)から(8)までによるほか、次による。

- (1) 資格審査の申請をする日の直前 5 営業年度分の決算において、1 の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (2) 航空機製造事業法施行規則（昭和29年通商産業省令第52号）第 5 条第 2 号トに規定する区分の事業について、航空機製造事業法（昭和27年法律第237号）第 2 条の 2 による事業許可を受け、航空機製造事業法第 9 条第 1 項による航空機修理方法認可証を受けているものであること。
- (3) 製造者のユーロコプター社からユーロコプター式 E C 135 P 1 型のユーロコプター・リペアー・センターとして認定を受けていること。
- (4) 航空法（昭和27年法律第231号）第20条第 1 項第 3 号、第 4 号及び第 7 号の規定により認定を受けた認定事業場であること。

3 資 格 要 件 の 特 例

平成16年北海道告示第447号の 2 による。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申 請 の 時 期 資格審査の申請は、平成25年 6 月11日（火）から同年 7 月 1 日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前 9 時から午後 5 時まで
- (2) 申 請 の 方 法 資格審査の申請は、次に掲げる申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道警察本部総務部施設課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の 3 の(1)のアからウまで及び(2)、4 の(1)及び(3)並びに 5 の(1)による。

北海道警察本部告示第221号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年 4 月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年 6 月11日

1 入 札 に 付 す る 事 項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
ユーロコプター式 E C 135 P 1 型機体（ぎんれい 2 号）4000時間定時点検 一式
- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 契約締結日の翌日から平成25年10月31日まで
- (4) 履 行 場 所 契約担当者等が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

平成25年北海道警察本部告示第220号に規定するユーロコプター式 E C 135 P 1 型機体（ぎんれい 2 号）4000時間定時点検契約に関する資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部施設課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区北 2 条西 7 丁目 北海道警察本部 1 階入札会場（送付による場合は、郵便番号 060-8520 北海道警察本部総務部施設課）
- (2) 入 札 日 時 平成25年 7 月23日（火）午前10時30分（送付による場合は、前日までに必着）
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入 札 保 証 金

免除する。

6 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3 に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4 判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、入札説明書は北海道警察本部のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/info/soumu/sisetu/sisetuka.html>）からダウンロードすることができる。（仕様書は除く。）

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の 2 の(1)のア及び 3 の(1)による。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道警察本部総務部施設課

(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2301

10 Summary

A The nature and quantity of the services to be procured : eurocopter Mode ec135p1
(Ginrei-II) 4000-hours scheduled inspection repair services

B Bid tendering time and date : 10 : 30 A.M., July 23, 2013

C Contact : Facilities Division General Affairs Department, Hokkaido Prefectural
Police Headquarters Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan
Phone : 011-251-0110 Extension 2301
